

令和7年度森林・山村地域活性化振興対策交付金の仮申込の受付について

令和6年12月6日

(一財)都市農山漁村交流活性化機構
森林・山村多面的機能発揮対策事務局

森林・山村多面的機能発揮対策交付金は、令和7年度から「森林・山村地域活性化振興対策交付金」に名称が変更され、里山林の整備・活用を通じた地域の維持・活性化を目的とした内容にリニューアルされる見込みです。

令和7年度に交付金の交付を希望する活動組織は、別添「仮申込書」に必要事項を記入して、令和7年1月31日（金）までに3の申込先へご提出ください。

記

1 説明会

・次の日時にオンラインで開催します。参加を希望される方は、3の申込先へ、参加者のお名前、メールアドレス、電話番号、参加希望日をご連絡ください。

① 12月20日（金） 13時～14時

② 12月26日（木） 13時～14時

・これらの日時に参加できない方、対面での説明を希望される方等は、3の窓口へご相談ください。

2 現地相談

① 仮申込を提出する前に現地相談を受けることができます。その際、地元の準備が整っている場合には計画図作成や数値目標設定等もご支援します。仮申込前の現地相談を希望される方は、別添申込書によりお申し込みください。

② 現地相談を受けずに仮申込を提出した場合は、2月28日（金）までに現地相談を受けていただき、計画の実現性や有効性等を確認させていただきます。

③ 面積や目標が変わらない継続団体は、現地相談は不要です。

④ 現地相談の希望が多い場合は、すべてのご希望に沿えない場合がございます。その場合はご容赦ください。

3 申込先・相談窓口

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町45番地 神田金子ビル5階

一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構 森林・山村多面的機能発揮対策事務局

電話 090-2625-9588 または 03-4335-1985 Fax03-5256-5211 E-Mail satoyama@kouryu.or.jp

4 申込前後のスケジュール

現地相談を受けた後に仮申込をする場合	仮申込の後に現地相談を受ける場合
1月20日頃まで 現地相談を実施 1月31日まで 活動計画案の作成、仮申込の提出	1月31日まで 仮申込を提出 2月28日まで 現地相談を実施 ⇒後日、活動計画案の作成
<p>4月上旬 林野庁の要綱要領改正後に募集開始</p> <p>4月中旬 第1次募集の締切（5月下旬に審査結果のお知らせ、6月1日から活動開始） ※第1次募集は、継続組織及び2月28日までに申請書案が完成した組織のみ応募可</p> <p>5月末日 第2次募集の締切（6月下旬に審査結果のお知らせ、7月1日から活動開始） これ以降、8月末日まで毎月末日締切、翌月中下旬に審査結果のお知らせ、翌々月の1日から活動開始を繰り返します。ただし、採択見込額が予算額に達した時点で受付終了。</p>	

5 留意事項

- (1) 仮申込書の受理は、交付金の採択を約束するものではありません。4月以降、募集開始後に改めて採択申請書等をご提出いただき、外部委員による審査等を経て、予算の範囲内で採択させていただきます。
- (2) 受理された仮申込書の内容は、林野庁に対する要望額に反映し、都道府県ごとの予算額の決定に活用されます。不用額が発生すると次年度の予算が減額されるなど他の組織に迷惑が及びますので、実現可能な内容でお申し込みください。
(実現性が低い仮申込の例)
- ① 活動する森林が未定（地番や地権者が不明、地権者の内諾が得られていない、申請地が森林ではない。）
 - ② 自己資金が不足（150万円のチップパー購入を申し込んだが、自己資金75万円を調達できず、申請を諦めた。）
 - ③ スキルや人数が不足（危険木の伐倒や搬出間伐を構想したが、スキルが足りず、実施できない。）
- (3) 仮申込書を提出できなかった組織からの採択申請も受け付けさせていただく考えですが、仮申込をした組織を優先的に採択させていただきます。
- (4) 令和7年度の申請が不採択になった場合は、令和8年度以降の採択に向けて計画熟度を高めるための支援活動をさせていただきますので、事務局へご相談ください。
- (5) 令和7年度から制度内容が大幅に変わる見込みです。現時点で示されている概要は別添のとおりですが、細かい要件は未だ明らかになっておりません。また、今後成立する予算内容に応じて事業内容等に変更が生じる場合もございます。したがって、仮申込が受理されても、新しい交付金の対象にならない可能性がございますので、その場合はご容赦ください。お申込みをされた皆様には、新制度に関する新しい情報が入り次第、都度共有させていただきます。

以上

森林・山村地域活性化振興対策

【令和7年度予算概算要求額 951（851）百万円】

<対策のポイント>

林業事業体による経営管理がされにくい、二次林や人工林等が混在する地域に身近な里山林の整備を促進し、森林の多面的機能の発揮や山村集落の維持・活性化を図るため、**里山林の整備・活用に取り組む組織（山村活かし隊）の確保・育成、「半林半X」※も含めた活動の実践を支援**します。

※「半林半X」とは、サービス業のような他の仕事で収入を得ながら、アイデアと技術を活かして、地域の森林資源からも収入を得ることにより生計を立てるライフスタイル。

<事業目標>

登録後5年以上継続的に活動している山村活かし隊の割合（70% [令和11年度]）

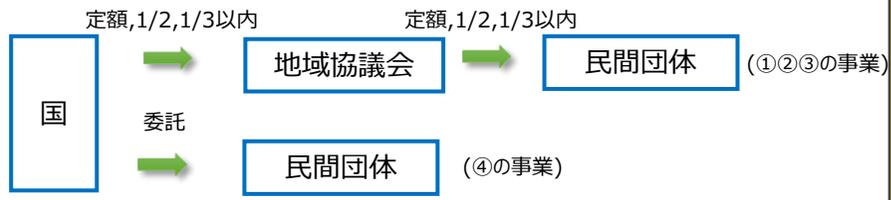
<事業の内容>

里山林活性化による多面的機能発揮対策

林業事業体による経営管理がされにくい里山林の整備・活用を通じて、山村集落の維持・活性化を図るため、

- ① 「半林半X」等を含め、点在する人工林を本格活用する取組の支援
- ② 集落活動等として、集落周辺の里山林を活用する取組の支援
- ③ これらに取り組む「山村活かし隊」に関する説明会・体験会の開催、安全な作業技術の習得の支援
- ④ 山村活かし隊の活動成果の評価検証等を実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

確保

➤ 里山林の整備・活用に関心のある地域住民等に対して、説明会や活動体験会を開催

育成

➤ 里山林の整備・活用の実践に取り組みたい者に対する安全対策や施業技術等に関する講習等の実施

➤ 講習の修了者を含む活動団体等を「山村活かし隊」として登録

実践

➤ 山村活かし隊が行う里山林の整備・活用の実践支援

地域活動型



地域住民等が連携し森林資源を活用する活動への支援

最大12.0万円/ha



地域住民等が連携し竹林資源を活用する活動への支援

最大33.2万円/ha

本格活用型



半林半X等により本格的に森林資源を活用する活動への支援

最大28.6万円/ha

上記活動に必要な路網の作設・改修、資機材の整備、関係人口の受入環境整備・調整、その他集落活動への支援アドバイザーの派遣等による活動サポート

